

荒木仁朗著 『江戸の借金 — 借りてから返すまで —』

第一節 「口入金借方覚帳」の史料性格	43
第二節 金子借用の実態	48
第三節 一筆を取るまで	53
おわりに	58
〔コラム〕古代は借金地獄？ 出挙の裏表	63
第二章 一筆の行方	67
はじめに	67
第一節 証書類とその时期的分布	69
第二節 証文と借用金額	73
第三節 借金の継続と証文の書替	76
第四節 永代売の実態	83
おわりに	89
〔コラム〕徳政令の真実	96

第三章 土地を取り戻す 101

はじめに 101

第一節 返り手形と永代売 102

第二節 「帰り永代」慣行の特質と展開 113

おわりに 119

〔コラム〕江戸の公金貸付は返済不要？ 公金貸付の実態 124

第二部 変容する村の返済マニュアル

第一章 災害と借金 131

はじめに 131

第一節 帳簿からみる借金返済の概観 133

第二節 借金返済の変容と請戻し権の喪失 142

I 有合から年季明け質流への書替 142

II 一反換算高額年季明け質流証文の内実 147

III 請戻しの実態	155
おわりに	158
〔コラム〕明治の買戻し慣行	163
第二章 返済条件の変更	169
はじめに	169
第一節 相模国足柄下郡根府川村について	170
第二節 享保期の有合売渡と金子借用	171
第三節 寛延から天明期の有合売渡と金子借用・質地	180
おわりに	187
〔コラム〕戦後のいつの間にか戻ってきた土地	192

第三章 流地と生活支援

はじめに

第一節 請戻し不可文言と土地売買

I 同じ土地を売買した証文の違い 199

II 武蔵国荏原郡下丸子村にみる請戻し権放棄の売買 204

III 請戻し権を放棄する売買の特徴 212

第二節 祝金と請戻し不可

I 武蔵国多摩郡小比企村の事例 217

II 相模国三浦郡赤羽根村の事例 222

III 「祝金」「礼金」の土地売買証文作成過程 226

IV 本主権を放棄した土地売買の内実 236

第三節 一九世紀小田原の借金返済

I 小田原地域の土地売買動向 237

II 相模国足柄下郡小船村の明治四年の流地証文 242

III 相模国足柄下郡荻窪村の慶応二年の請戻し不可 247

IV 小田原地域における借金返済の特徴 252

第四節 請戻し不可契約後の行方

254

237

217

199 197

197

おわりに	277
〔コラム〕世界の借金事情―イタリア都市国家とイスラーム銀行―	285
終章 借金と村	291
はじめに	291
第一節 各部のまとめ	292
I 近世前期の借金返済（債務処理）	292
II 近世中後期の借金返済（債務処理）	293
第二節 近世農村借金返済（債務処理）の過程と村の関与	300
第三節 近世農村借金返済（債務処理）の歴史的位置	310
I 近世農村債務処理の構造	310
II 請戻し権売買慣行の歴史的展開	318
III 返り手形の歴史的的位置	323

索引	1
初出一覧	335
あとがき	331
おわりに	325

びしく禁じたが、質入れ形式によるものは跡を絶たなかった。永代売買。〔『日本国語大辞典』第二版、二〇〇一年、第二卷の五八六頁〕

売渡証文 うりたししょうもん 商品売渡しの証拠として、その種類、数量および代価等を記載して、売主から買主に渡す証書。売

渡証。売渡証文。〔『日本国語大辞典』第二版、二〇〇一年、第二卷の四九四頁〕

流地 ながれち 約束の期限が過ぎて質流となった土地。〔『日本国語大辞典』第二版、二〇〇一年、第一〇卷の一四四頁〕

以上、六種の文書ならびに語句を念頭に入れた上で、本書を読み進めていただければ幸いである。

第二節 研究史の整理と課題

近世農村に作成された金子借用証文や土地売買証文について網羅的に収集して分類し、はじめて概観したのが中田薫である。⁽⁷⁾ 中田は、律令時代以来の私的所有の存在を大前提とした土地所有論を展開した。その中で古代以来売券（土地売買証文）が、土地所有権の移転を示すものと認識されるようになった。特に近世について質地証文・本物返し（年季売）・書入と分類し、質地証文についてはさらに無年季金子有合次第請戻し文言の質・年季明け流地文言の質・年季明け請戻し文言の質に区別している。小早川欣吾も中田の研究を踏襲し、同様に分類している。⁽⁸⁾ このように近世地方文書に残された証文を分類しているが、中田は以下のようにも述べている。「質入と年季売とが、全然同一視されたる」とか「此種の年季売は、慣習上之を永代売りと看做せるものあり」「此三種の本銭返は当事者の意思又は地方的慣習に依て、或は年季売となり、或は質入となり、或は永代売となるの変通力を具有するも

のと云ふべし」。つまり、詳細に分類した証文も地域的慣行によって同じものであると認識していたのである。⁽⁹⁾ このような認識は、中田が律令時代から私的所有の存在を大前提とした土地所有論が背景にあったと思われる。近世の金子借用証文・質地証文・土地売買証文は、契約文言や証文形式が異なっているけれども基本的には土地所有権が移転する土地売買証文であると認識していたと理解できる。

このような中田の議論を踏まえて、戦後歴史学の各時代では、証書類がどのように取り扱われているのかをみていきたい。

古代史では、菊池康明が興味深い指摘をしている。菊池は古代の土地売券（土地売買証文）は「今日の売買と異なり、債権的性格の強いのがその特色だった」とする。また古代の土地売券は、「所有地の請戻権を確保しようという極めてルーズな債務契約」であり「土地永売の不動産質的機能」を有していたと論じる。⁽¹⁰⁾ しかし、その後、吉村武彦は、「悔返し」に注目して、古代の土地売買は、売却地の取り戻しが一般的に認められていたことを明らかにした。この「悔返し」とは物件を完全に譲り渡したあとにその物件の返還を求めることをいう。⁽¹¹⁾ 菊池・吉村の研究を踏まえると、古代における土地の貸借と永代売買は、ともに本主＝本来の所有主への土地の回帰を前提としているため、「売買」「売る」という共通の言葉で表現されており、同質的な性格を有していたと考えられる。古代の土地売買は、永代売買として実施されていたが、売買によって売主＝所有主の権利は完全に買主のもとに移動した。しかしそれでも、本主と土地との関係はなくならず、本主に土地が戻る可能性は潜在的に持続していたといえよう。本主と土地との間には法的な権利の次元を超えた特別な結びつきが存在したともいえる。⁽¹²⁾

わかりやすくいえば、古代の土地売券は今日の土地売買証書であり、また金子借用証文・質地証文（債務契約文書）でもあったといえる。それは土地売買（土地取引）が同時に貸付取引の性格を持ちあわせていたといえる（「売

買と質との未分化)。証文の文言上「売」と記載されていても内実は元金や元利金を支払えば担保の土地を請戻すことが可能であった。これらの要因として折口信夫が紹介している古代社会にはみえない慣行として民間の「商返し」が存在していた。⁽¹³⁾それは、社会経済状態を整えるための商行為で、売買した品物がもとの持ち主が取り戻して契約を取り消すことであった。⁽¹⁴⁾後に述べるが古代土地売買は債務契約と貸借契約とが未分化な関係にあったといえる。

中世史ではどうであろうか。中世では鎌倉幕府や室町幕府が借入金(債務)を取り消し抵当に入った土地を取り戻すために徳政令を出した。中世社会では、その行為が「地発^{じおき}し」とも呼ばれ、売買や質流で他人のものになってしまった土地を、その土地を開発した本来の人、つまり本主のもとに戻そうとする慣行が存在していた。このような慣行が徳政令を出した背景となった。⁽¹⁵⁾そのため、中世社会では永代売觀念が未定着であったとされた(「永代売觀念の未定着」)。いわば現代的な土地売買(土地所有権が売主から買主へ移転する)は、中世社会では定着せず、また質地が流れて相手(質買主)のものになる考えも未成熟であった。勝保鎮夫のいう「質流れ觀念の未成熟⁽¹⁶⁾」である。近年では、井原今朝男は立場の弱い債務者の権利を考える債務史の視点、具体的には「売買と質との未分化」「永代売觀念の未定着」「質流れ觀念の未成熟」という視点から借用状や利息の検討を行い、借入金返済の過程(債務債権の処理完了までの全過程)を明らかにし、古代・中世の独自の債権論を提示している。⁽¹⁷⁾特に古代・中世では質地が質流になっても元本の借入金を返済すれば、何年たっても請戻すことができる慣習法が生きていたと主張する。このような慣習法から中世固有の売買契約が存在した。本銭(元金)を返済した時に売買した田地を買い戻す(請戻す)という契約を本銭返(売買)といい、近世ではそれを「無年季的質地請戻し慣行」ないしは「無年季的金子有合請戻し慣行」と呼んでいた。特定期間だけ売買して期限がきたら買戻しができる契約を年季売といった。ただ、近世に入ると、年季売は、質地を混同され、設定された年季以内に元金を返済したら担保である土地を請戻せ

る質地として理解された。つまり中世の貸借契約はきわめていい加減であり、借入金踏み倒しも当たり前であった。しかし、南北朝期を境に契約は履行されるべきだという通念が徐々に人々の間に広まっていった。借りたものは返さねばならないという考えが社会をおおう時代となっていた。⁽¹⁸⁾この動向を踏まえて証文の理解について述べるならば、買戻すことがない永代売買地（永代売渡証文）と買戻すことができる質流地（質流証文）が徐々に区別されていくようになったといえる。土地売買（土地取引）が貸付取引の性格を持たなくなりつつあった（「売買と質と分化しつつあった」ともいえる）。

では本論の中心である近世史ではどうか。古島敏雄は、中田の成果を踏まえて近世の農村構造について論じている。その中で一七世紀中ごろ農民階層を田畑永代売買禁止・分地制限等によって固定させようとしていたが、元禄以降も実質的には土地の移動があり、また書入・質入等の形式による土地金融が行われ、これらは占有の移転を伴うのを本質としていたと述べている。⁽¹⁹⁾この記述から、古島敏雄も中田薫と同様な認識を持っていたと考えられる。

戦後になり、古代・中世史研究が中田の成果を継承していくのに対して、近世史における債務に関する研究は、近世史研究が封建遺制の打破を掲げて社会構成体・寄生地主制等の説明に向かっていたため、中田の成果は直接継承されることはなかった。日本近世史研究は、社会経済史的分析を主軸に発展してきた。その中で質地をめぐる研究は戦前からあったが、戦後における質地証文や金子借用証文等の金子貸借関係証文をめぐる研究は、地主制研究との関連で統計処理的分析を中心に進められてきた。それらの分析は、主に証文上の土地の面積や金額など数量的内容を検討することを主眼としていた。

例えば、一九八一年に刊行された北原進『近世農村文書の読み方・調べ方』（雄山閣）は、近世地方文書の調査

方法および利用方法を解説したものである。その中で質地証文は「横ケイのノートか集計用紙に、入質者・年月・担保・元金・利率・期間、入質中または流質後の耕作者や年貢負担者の欄を設け、一通の土地証文の内容を一行に記入できる表をつくっておくと、調査のとき質地証文がたくさんあっても、あとで年代順に整理すればよいのだから便利である。例えば、質地の集まっていく過程を示す、統計的な資料として有効である」としている。また続けて土地売買証文に關しても「同様な方法は売渡し証文についても使える。この場合も、地主―小作関係のありかたを考える」重要な統計的資料として位置付けている。⁽²⁰⁾この研究入門書でも述べられているように、証文は一定の史料操作をして、農民層分解と地主制形成の問題を研究する一つ的手段とされてきた。証文はいわば農民層分解を明らかにするための手段として分析されてきたのであった。

このような分析手法は、近代の地主制を検討するうえでも同様なものと考えられていた。近年、大栗行昭は、従来の明治一〇年（一八七七）代の農民層分解論は、土地所有権の移動がどのような手段によったのかあまり関心がなかったと指摘している。つまり、明治一〇年代の証文もいわば農民層分解を明らかにするための手段として分析され、個々の証文の独自の性格には関心がなかったといえる。⁽²¹⁾この分析の前提として土地売買はおおよそ小前から大高持へ土地移動するものという認識があったものと思われる。⁽²²⁾そのため個々の固有の証文の特質は無視され、どのような証文であっても同じものと考えられ、いずれは土地の占有が移転していくものと理解されていた。

佐々木潤之介は寛文・延宝期（二六六一〜八二）から一八世紀初頭の土地売買証文について、小農経営の安定化や田畑永代売買禁止令などの幕令を理由に、質地地主化が一般化していく中で、永代売証文から質地証文へ移行していくとしている。⁽²³⁾いわば永代売証文・質地証文が土地集積の手段として捉えられていた。当時は、近世史だけでなく近代史も含めておそらく大半の歴史研究者が中田薫以来の土地所有論に依拠して、証文を土地集積の手段とし

て認識し、活用してきたと思われる。このような分析視角は、高利貸しや商業資本を封建的と評価し、その歴史的意义を否定することからはじまった戦後歴史学の基本であった。そのため近代的所有権の発展史として証文が分析されることになったのである。⁽²⁴⁾

その後、一九七〇年代後半から八〇年代にかけて土地売買をめぐる研究は新たな動向をみせた。まず白川部達夫は質地請戻し騒動の検討の中で、無年季的質地請戻し慣行が民衆運動の一環であり、土地に対する農民意識として捉えた。⁽²⁵⁾特に請戻しの権原が検地の名請と百姓株式にあるとして人と土地の関係を百姓の土地所持意識まで含めて検討し、中田以来の土地所有論を百姓高所持意識の固有の論理として提示した。落合延孝は、幕末の質地請戻し騒動を検討し、民衆の行動論理として村役人層の年貢立替等の融通機能と村再建の動きを指摘している。また大塚英二は、高利貸への対抗機能として、村落共同体内による村民間の土地・米金の融通が循環論として提起され、土地売買は村内における融通の一環とした。⁽²⁶⁾そして渡辺尚志はそれらの研究を踏まえて、「自分の土地は村の土地でもある」という村落共同体による土地の間接的共同所持論を展開した。⁽²⁷⁾これらの研究によって近世農村においても村落共同体の関与によって土地は村内から簡単に流失せず、村内において循環しているものと評価された。しかしこれらの研究においても土地売買の理解については小前から大高持へ売買され、大高持による土地集積が大枠において前提とされたため、いろいろな証文が作成される過程についてはあまり目が向けられなかった。土地は現象的であれ、本質的であれ、集積されていくとの理解は変わらないが、土地集積をする(してしまふ)立場から土地売買を論じるだけでなく、小前層の立場を踏まえて論じられるようになりつつあった。

九〇年前後に入ってから、社会主義が崩壊していく中で、新たな分析視角が登場する。それは神谷智・神立孝一と加藤慶一郎の見解である。まず神谷は、村落共同体における小前層同士による融通機能をみつつ、質地地主経営

に對する村落全体による外的規制を地主制研究に組み入れるべきと提起している⁽²⁸⁾。また神立は質地を資金調達の一環（土地金融システム）と考へ、甲州巨摩郡落合村における土地金融について「質地裏書請印帳」を分析し、その実態を明らかにしながら、近世の農村における経済システムを考え直そうとした。その中で「土地」そのものにおける生産力と資本としての役割を考察するべきであるとし、神立は「質置主＝質しい人／質取主＝豊かな階層の図式は成立せず、あるときには借り方にたった人間が、次の段階では貸し方になったり、借り方の人間と証人がコンビを組み、貸し方に応じてその立場をかえて資金調達を行っている」ことを論証しようと試みている⁽²⁹⁾。一方、加藤慶一郎は、農村金融市場の構造および村の金融仲介制度について、三河国八名郡馬越村を事例に、貸し手側からのみではなく借り手側の「借用証文扣帳」や「未進金貸付帳」を通じて検討している。この検討において、包括的な農村金融市場の実態を分析するために、分析の視点を従来の供給面から需要面へと反転させ、借り手側からの分析の重要性が指摘されている⁽³⁰⁾。

三者の研究に共通する点は、借り手つまり小前層を中心に貸借や土地売買を考えようとしていることである。いわば戦後の日本近世史が土地集積をする立場から論じたのに対して、九〇年代は、売り手からの検討に変化したのである。近年、福澤徹三が河内国丹南郡岡村の豪農岡田家の近世後期から近代における金融活動を検討している⁽³¹⁾。金融活動の全体構造（貸付方法・対象の変化）の推移を「取替帳」という貸付帳簿から検討したものであり、貸し手側による貸付相手の分析となっている。そこには借り手側からの視点はみられない⁽³²⁾。しかし、貸付相手の特徴ごとに分類するという個々の貸借関係に着目していく視点自体は、金子借用の実態解明にとっても重要である。大高持については貸し手側の土地集積という視点から分析されてきたが⁽³³⁾、村役人としての役割や地主経営上の理由から金銭を借用することも多く行われている。そのため、大高持であっても借り手側の視点も必要であろう。

そして井原今朝男は白川部と神谷の質地請戻しをめぐる論争⁽³⁴⁾について、「近世質地の請戻しという債務契約の質流問題をなぜか土地所有論に切り換えて論じている」と批判し、債務者保護から債権者保護へと変化しつつある日本近世における質契約・債務関係の処理方法の検討をする必要を説いている⁽³⁵⁾。特に近年、一四世紀から一七世紀にわたる在地の債務関係が具体的に解明されつつある中で、鈴木哲雄は年季売が永代売に切り替えられたことの意味を問うこと、永代売が特別な売買形態であったことを指摘している⁽³⁶⁾。また黒田基樹も熊野御師文書から年季売のあと、年季内あるいは年季明け後、あらためて無年季本銭返売や永代売に契約し直されている事例や、数件の債務を統合して年季売・永代売契約に結び直している事例などを紹介している。そして近江国菟浦村でも借用に伴う担保地の質流が永代売とされている事例を紹介し、永代売が最終的な処理形態であることを想定している⁽³⁷⁾。そして、鈴木と黒田は、中世における永代売が有する特別な意味を追求していくことを新たな課題として提起している。このような中世史による提起を踏まえると、土地集積の手段として評価された永代売も在地における債務関係を分析して、その意義を再検討する必要があると考えられる。

しかし、近年も、近世史研究では中村塑が上総国山辺郡台方村の前嶋家文書や下総国香取郡鏑木村平山家文書の証文分析を行っているが、主に土地証文形式の変化に重点が置かれている⁽³⁸⁾。ここでは金子借用証文は検討対象外となっている。また森谷圓人は、近世後期の出羽国村山郡を対象にして高抜質地つまり頼納形式の質地証文を分析して、頼納の存在形態を明らかにしているが、⁽³⁹⁾ここでも、土地取引のみに着目している。このように中世史研究の問題提起に対して、近世史研究ははまだ証文を土地移動のありようを説明するためのものとして分析している。この点は近代の地主制研究でも同様と考えられる。

中世債務史の成果を踏まえると、証書類は必ずしも一枚で完結しているのではなく、一枚の証文は債務の発生か

ら消滅に至るまでの一断面を示すに過ぎないのではないかと想定される。債務の消滅に至るまでには契約内容を替て新たな証文が作成される。にもかかわらず従来の研究では、一枚の証文をそれで完結したものとして分析してきている。また近世の証書類は多様であるが、債務返済完了に至る全過程の中で、個々の証文が持つ意味が捉えられていなかったのではないか。中田が証書類を分類しながらも実質的に同質のものと捉えて、土地所有論が展開してきたが、近世においても多様な証文が多く存在していることは、間違いない。

これら多様な証文は、証文ごとにどのような固有の性格を持つていたのであるうか。この点は古代・中世において基本的に買い戻すことが可能であった債務関係文書が請戻し可能なものと不可能なものに徐々に区別されていく問題と、土地売買（土地取引）が貸付取引の性格を持たなくなりつつあった（「売買と質と分化しつつあった」という問題がどのように関係していくのかを近世段階で考えることにもなる。そして、古代・中世・近世においては時代ごとに変容しつつもいわゆる本主権¹¹請戻しの権利が潜在的に存在しており、本書では近世段階においてこの本主権が債権債務関係の処理過程特に最終的に債務を処理する段階でどのような歴史的意義を有していたのかも検討する。観念的な本主権が債務債権処理過程にどのような影響を与えるのかという問題に一つの答えを見出そうとすることにもつながる。

このような課題は、井原今朝男の提起を踏まえ、いわば近世債務史というべき債務債権関係の処理に至る全過程を明らかにしてこそ、検討できるのではないかと思われる。この債務史による証書類の検討は、歴史学だけでなく、近世古文学やアーカイブズ学に寄与することにもなる。地方文書の中で証書類が大量に残されてきた要因を明らかにすることになり、日本のアーカイブズ学に大きな成果を残すものである。また、近世古文学は武家文書などにいくばくか成果があるものの、村落史料にはほとんどなく、定型化された証書類にも史料解説の新しい手法を提

示するものと評価でき、近世村落史科学に寄与することになると思われる。⁽⁴⁰⁾

本書では近世史が等閑してきた固有の証文について、井原がいう債務者保護から債権者保護へと変化しつつある日本近世における質契約・債務関係の処理過程を検討して、その歴史的意義を考えたい。具体的には足柄平野農村を対象として、近世を通じて小前層を中心に借り手側の立場に立つことを意識しつつ、証書類を検討していきたい。

おわりに

最後に、本書の狙いと全体の構成について触れたい。本書は、近世農村社会において作成された金子借用証文・土地売買証文・質地証文・有合売渡証文など証書類について借り手の側に立ちつつ、前期から後期までの借入金返済過程およびその変化を解明し、個々の固有の証文の歴史的意義を検討するものである。以下の各章の位置付けは以下の通りである。

第一部では、寛文期から宝永期の借入金返済を検討し、近世前期における農村借入金返済の過程を描いた。第一章では、近世前期における口約束での貸借実態と証文作成を行う契機を分析した。第二章では、第一章を受けて、口約束での借入金では返済できない場合、借入金が増積していく中で村や同族団がどのように関与しつつ借入金返済過程においてどのように証文が作成されていくかについて検討した。第三章では、近世前期において永代売買した後に永代売地を請戻す方法を論じた。

第二部では、近世中後期の借入金返済方法が災害や農村構造の変容に規定されて、変化していくありようを検討

した。第一・二章では足柄上郡金井嶋村・足柄下郡根府川村において享保期以降の借入金返済過程を検討し、最終的な借入金返済の方法としてどのような証文へと変容していくか検討した。第三章ではどのような場合請戻し権（本主権）が失われるのかという課題に対して、小田原の事例のみならず普遍化を目指して相模・武蔵・房総の事例も参照しつつ、請戻し不可文言が記載されている田畑譲渡証文・永代売証文・流地証文を中心に検討し、最終的に流地の歴史的意義を考えた。

終章では、本書の分析結果を整理しつつ、近世農村債務処理（借入金返済方法）の過程へ村落共同体の関与に関して補足を行いつつ、個々の証文の歴史的意義を論じた。そのうえで農村債務処理の近世的展開に関して見取り図を提示し、その歴史的位置付けを行った。

なお、第一部第一章から第二部第三章までは、読者によりわかりやすい記述を心掛けた。そのため、一部の用語表現を改めている。債務は借入金に、債務処理は借入金返済に、口頭は口約束に置き換えている。ただ、研究者には誤解が生じる可能性もあるので、序章と終章に関しては研究史との関係もあり、用語の置き換えをしていない。その点をご理解していただけると幸いである。

注

(1) 相模国足柄上郡旧金井嶋村瀬戸家文書状の部商業・金融・諸産業14寛文一二年（一六七二）三月一八日「永代ニ売渡し申田地之事」（神奈川県立公文書館寄託）、史料番号は神奈川県立文化資料館編『神奈川県立古文書資料所在目録』一四集、一九九二年）によった。

(2) 状の部商業・金融53貞享三年（一六八六）三月二五日「借用申金子之事（年貢皆済のため）」。

(3) 状の部商業・金融70元禄二年（一六九八）三月朔日「借用申金子之事（田地質入）」。

- (4) 状の部商業・金融156享保二〇年(一七三五)二月「売渡申田地之事(御年貢渡世二指詰)」。
- (5) 状の部商業・金融151享保一二年(一七二七)二月九日「有合売渡し申田地之事(御年貢渡世二指詰り)」。
- (6) 状の部商業・金融154享保一七年(一七三二)一〇月二日「七年季ニ売渡申田地之事(当御年貢等ニ差詰り)」。
- (7) 中田薫「徳川時代の不動産担保法」〔法制史論集〕第二卷、岩波書店、一九三八年。
- (8) 小早川欣吾「日本担保法史序説」(法政大学出版局、一九七九年、初版は一九三三年)の第四編近世第一章第二節「不動産担保」参照。
- (9) 中田薫「徳川時代の不動産担保法」〔法制史論集〕第二卷、岩波書店、一九三八年)の五四六・五五〇頁。
- (10) 菊地康明「日本古代土地所有の研究」(東京大学出版会、一九六九年)の第三章・第四章参照。
- (11) 吉村武彦「賃租制の構造」(同「日本古代の社会と国家」岩波書店、一九九六年、初出は一九七八年)。
- (12) 三谷芳幸「大地の古代史 土地の生命力を信じた人びと」(吉川弘文館、二〇二〇年)の「大地の所有と売買」を参照した。
- (13) 折口信夫『折口信夫全集』第三卷(中央公論社、一九五五年)。
- (14) 笠松宏至『徳政令』(岩波新書、一九八三年)。
- (15) 前掲注(14)。
- (16) 勝俣鎮夫「地発と徳政一揆」〔戦国法成立史論〕東京大学出版会、一九七九年)、同「一揆」(岩波新書、一九八二年)。
- (17) 井原今朝男「日本中世債務史の研究」(東京大学出版会、二〇一一年に所収)、同「中世の借金事情」(吉川弘文館、二〇〇九年)、同「NHK知る楽 歴史は眠らない ニッポン借金事情」(NHK出版、二〇〇九年)、同「中世日本の信用経済と徳政令」(吉川弘文館、二〇一五年)。
- (18) 歴史教育者協議会編・山田邦明ほか著『日本社会の歴史』上(大月書店、二〇二二年)の中世五「地域の人びも活発に動いた」の項「流通したのは中国銭ばかり」。
- (19) 古島敏雄「土地処分制限と農民階層」、同「元禄前後における農業経営の規模と時代的特質」(古島敏雄著作集第

- 三卷『近世日本農業の構造』東京大学出版会、一九七四年、初版は一九四三年。
- (20) 北原進『近世農村文書の読み方・調べ方』(雄山閣、一九八一年)。
- (21) 大栗行昭「明治前期農村の農民層分解に対する土地担保金融の影響」(『農業史研究』五五号、二〇二一年)。
- (22) このような事例として、大石慎三郎「封建的土地所有の解体過程」(御茶の水書房、一九五八年)の第四章「寄生地主制形成期における農民的米穀市場について」において信州佐久平志賀村の神津家と同八幡宿の依田家、佐々木潤之介「幕藩体制下の農業構造と村方地主」(古島敏雄編『日本地主制史研究』岩波書店、一九五八年)における甲州下井尻村依田家や河内国碓井村松倉家、駿河国本宿村高田家が挙げられよう。
- (23) 前掲注(22) 佐々木論文。
- (24) 小谷汪之「土地と自由」(小谷汪之・山本真鳥・藤田進『21世紀歴史学の創造3 土地と人間』有志舎、二〇一二年)。
- (25) 白川部達夫「近世質地請戻し慣行と百姓高所持」(『歴史学研究』五五二号、一九八六年、後に同『日本近世の村と百姓的世界』校倉書房、一九九四年に所収)、同「近世の百姓世界」(吉川弘文館、一九九九年)、同「近世質地請戻し慣行の研究 日本近世の百姓的所持と東アジア小農社会」(塙書房、二〇一二年)、落合延孝「世直しと村落共同体」(『歴史学研究』一九八二年度大会報告特集号)。
- (26) 大塚英二「日本近世農村金融史の研究」(校倉書房、一九九六年)。
- (27) 先駆的な仕事として、渡辺尚志「近世村落共同体に関する一考察―共同体の土地への関与の仕方を中心に―」(『歴史評論』四五一号、一九八七年、後に同『近世の豪農と村落共同体』東京大学出版会、一九九四年)を挙げておく。
- (28) 神谷智「近世中期における村内質地関係について―甲州山梨郡下井尻村を例として―」(『信濃』四〇巻一一・一二号、一九八八年、後に同『近世における百姓の土地所有』校倉書房、二〇〇〇年に所収)。
- (29) 神立孝一「近世後期における土地金融の一考察―甲州巨摩郡落合村『質地裏書請印帳』を中心に―」(『山梨県史研究』三号、一九九五年、後に同『近世村落の経済構造』吉川弘文館、二〇〇三年に所収)。

- (30) 加藤慶一郎「幕末維新期の農村金融市場―三河国八名郡馬越村を中心に―」(『社会経済史学』六五巻一号、一九九九年、後)に同「近世後期経済発展の構造―米穀・金融市場の展開―」清文堂出版、二〇〇一年)。
- (31) 福澤徹三「近世後期の畿内における豪農金融の展開と地域」、同「近代における岡田家の金融活動―畿内の無担保(貸付)への私的所有権確立の影響―」(渡辺尚志編『畿内の豪農経営と地域社会』思文閣出版、二〇〇八年、後に、福澤徹三「一九世紀の豪農・名望家と地域社会」思文閣出版、二〇一二年に所収)。
- (32) この点について、筆者は大高持(中間層)であつても、借用する村からの分析の重要性を指摘した(拙稿「近世後期村役人の近世借用と返済―「金銀入出帳」の分析を通じて―」(『小田原地方史研究』一五号、二〇一〇年)。福澤徹三は、この批判に関して福澤徹三「一九世紀の豪農・名望家と地域社会」思文閣出版、二〇一二年に所収)の第一章補注で言及されている。なお、福澤はこの批判を踏まえて、借用する村の側からの分析の重要性の観点を藩地域研究の中で活かそうとし、信濃国水内郡南俣村が金融市場からどのような借用を行っていたのかを検討している(同「近世後期の金融市場の中の村―信濃国水内郡南俣村の事例から―」福澤徹三・渡辺尚志編『藩地域の農政と学問・金融 信濃国松代藩地域の研究Ⅳ』岩田書院、二〇一四年)。
- (33) 佐々木潤之介『幕末社会論』(塙書房、一九六九年)に代表されるように、戦後日本近世史では豪農経営において貸し手として分析されてきた。
- (34) 前掲注(25)の白川部達夫の諸論考および同「近世質地請戻し慣行論をめぐる批判の問題点」(『東洋大学文学部研究紀要』五七集、史学科篇二九号、二〇〇四年)、神谷智「近世中期における高請地把握と質地慣行の変化」(『日本史研究』三六二、一九九二年)、後に同「近世における百姓の土地所有―中世から近代への展開―」(校倉書房、二〇〇〇年)に所収、同書の第五章補論「ご批判にお答えして」第一節「白川部達夫の所論について」。
- (35) 井原今朝男「中世借用状の成立と質券之法」(『史学雑誌』一一一卷一、二〇〇二年、後に同「日本中世債務史の研究」東京大学出版会、二〇一一年に所収)。
- (36) 鈴木哲雄「香取録司代家と香取案主家文書の売券について」(木村茂光編『日本中世の権力と地域社会』吉川弘文館、二〇〇七年)。

- (37) 黒田基樹「年期売買に関するノート」(『千葉県史研究』一六号、二〇〇八年、同「土地をめぐる土豪と村人 菅浦村の土地売買」(渡辺尚志ほか編『中世・近世土地所有史の再構築』青木書店)、二〇〇四年、両論文とも後に同『戦国期の債務と徳政』校倉書房、二〇〇九年に所収)。
- (38) 中村塑「近世流質地証文の再検討―下総国香取郡鏑木村平山家を事例に―」(『2005年度日本農業経済学会論文集(農業経済研究別冊)』、二〇〇六年)、同「近世における土地証文形式の変遷に関する分析―下総国香取郡鏑木村平山家の事例―」(『農業史研究』四二号、二〇〇八年)、同「近世相給村落における土地取引証文の分析―上総国山辺郡台方村前嶋家の事例―」(『2010年度日本農業経済学会論文集(農業経済研究別冊)』、二〇一〇年)。
- (39) 森谷圃人「近世中後期における高抜地の存在形態と土地移動証文」(『古文書研究』七三三号、二〇一二年)。
- (40) 近世村落史料学に関しては、神谷智「『近世村落史料学』を考える」(『歴史評論』七三二号、二〇一二年)。

〔コラム〕 古代は借金地獄？ 出挙の裏表

大宝元年（七〇二）に大宝律令が制定され、中央集権的な国家の政治組織が確立した。いわゆる律令国家が確立したといえる。この律令国家とは日本古代史における国家概念の一つであり、刑罰を定める律と一般的法令である令を支配制度の基本に据えた国家体制のことを指す。この大宝律令では中央官庁が祭祀を担当する神祇官（じんぎかん）と行政を担当する太政官（たいていしょうかん）が並び、太政官の管轄下におかれた八省が職務を分担する二官八省という制度で運営された。

地方では、国・郡・里（後の郷）に区画され、国司・郡司・里長（郷長）に治めさせた。その国の数は六〇国ほどであった。律令制を全国で実施するために、貴族たちは、都から諸国へ国司として派遣された。派遣された国司は、豊作を祈願し、国内を巡行して農耕と養蚕・機織などの勤労の義務や納税の

義務を国内の民衆に教え諭して、租税を徴収した。また郡司には、在地の有力な豪族が多く任命され、国司の仕事を補佐し溜池・堤防・用水路などを農民に修復させて、春には彼らに種粃を配分した。これらが国司・郡司の勤農の義務であり、新任国司の最初の仕事でもあった。

国司や郡司が行うべき勸農施策として農民に対する稲の貸付がある。国や郡の正倉に収納されている稲を、春に種粃として貸付し、秋の収穫後に五割の利息を付けて農民が返済した。この国司・郡司が行う貸付を公出挙（こうしゅ）といい、寺や豪族が行う貸付を私出挙（ししゅ）という。しかし、公出挙の利子が国司・郡司の役所の財源に悪用されて、農民への強制的な貸付となることもあり、農民生活の窮乏要因にもなった。

しかし、出挙による稲の返済は、農民にとって一番返済が確実なものであった。そもそも稲作では、一粒の粃から苗になって田植えて分蘖（ぶんげつ）して稲穂になると少なくとも千数百粒を超える粃がつく。分蘖とは、稲・麦などで、根に近い節から新しい茎が生え

〔コラム〕 徳政令の真実

永仁五年（一二九七）三月六日、鎌倉幕府は三ヶ条の法を制定した。そのうちの第二条が質流・売却地の取り戻しについて規定したもので、「永仁の徳政令」として知られるものである。教科書的な説明では、御家人の窮乏を救うための債務廃棄であり、条文にも所領の売却・質入れは困窮のもとであると記されている。いわゆる幕府が困窮した御家人の財政を再建するために、売却した土地の返還や債務の帳消しを命じる幕府法として名高い。

しかし、近年の研究で永仁の徳政令が史上初の徳政令ではないし、徳政令の典例ですらなく、むしろ徳政令を発効させておきながら、その運用に関して極力制限しようとする配慮が加えられていたことも明らかになっている。

ただ、混同されやすいのが「徳政」と「徳政令」

である。「徳政」とは元来理想の政治を指すものであり、その本質が復古、つまりもとに戻る、よき昔に戻るということにある。中世の人々は、支配者の代替わりや天変地異などに際して徳政が行われるべきだ、あるいは行なわれるはずだという考えを持っていた。

さらに土地が質流や売却によって持ち主を変えることも世の中が乱れていると認識されたゆえに、質流・売却地の取り戻しも「もとに戻る」という意味で「徳政」の一環として考えられていた。つまり「徳政」は中世における理想の政治という広い意味を持つのであり、その一方で「徳政令」は質流・売却地取り戻し令という狭い意味で使用されている。

では、永仁の徳政令はどのようなものであるのか。その法令の主たる意図は、蒙古襲来をはじめとする社会変動によって増加していた動産・不動産をめぐる紛争の抑え込みだった。第一条は越訴（再審請求）の禁止であり、第三条は利銭出挙（銭米の貸借）に関する訴訟の受理停止であった。三ヶ条全体を通じ

〔コラム〕江戸の公金貸付は返済不要？

公金貸付の実態

江戸幕府による公金貸付は、辞典の一例ではあるが、寛政の改革の中でこのように記述されている。^①

〔荒地起返并小児養育御手当御貸付金〕という名目の公金貸付を実施している。これは諸国代官を通じて豪農層に利子一割前後で貸付られ、その年々の利金が耕地の復旧（荒地起返）や、農作業人口の増加（小児養育）のための資金に活用された。

この記述はどのような研究に依拠しているのだろうか。幕府の公金貸付に関する研究は、竹内誠がその基本構造を明らかにしている。^②その後、個別の種類ごとの公金貸付について事例研究が積み重ねられていくが、現在も通説的には幕府公金貸付政策は竹内の研究成果に依拠している。^③教科書や日本史の

概説では竹内の研究に依拠しているともいえる。

江戸幕府による公金貸付は寛永期（一六二四〜四四）から始まっている。寛永期に各宿へ拝借金が貸与され、これを資金に宿場助成のため公金貸付が開始されるが、寛政期（二七八九〜一八〇二）以降に公金貸付は肥大化した。幕府による公金貸付額が寛政一二年（一八〇〇）約一五〇万両、文化一四年（一八一七）約三〇〇万両、そして天保期（一八三〇〜四四）三五〇万両前後に増加していた。ただ文政五年（一八二二）以降に統一的帳簿が作成されて、天保期の数値には松前金二五万両と宿場助成金三五万両が含まれている。そのため実質的には公金貸付額は文政期以降増加していない。つまり寛政から文化期に展開されて、文政期（一八一八〜三〇）以降停滞したとされる。

その後借り手である大名・旗本・村が返済できず、江戸幕府はその公金返済業務を文化一四年馬喰町貸付所に統合させる。貸付金返済は、文政期主法替により滞納分利下げ・無利息を実施し、天保一四年

〔コラム〕明治の買戻し慣行

江戸時代、借金は、年貢上納ができなかったり、さまざまな災難・不幸による経済的な困難を凌ぐ手段であった。ただ、このような事態が継続すると、いずれ担保に入れた土地は手放さざるをえなかった。そのため土地は、即座に永代売をしないで質入れの形態にして借金を行い、後に土地を取り戻す可能性を残していた。つまり質入れから質流という経緯で土地は売買されていた。質入れや質流した土地は、数十年たっても元金を返済すればもとの持ち主によって請戻すことが可能であった。この慣行は無年季的質地請戻し慣行と呼ばれている。

明治時代に入ると明治五年（一八七二）に永代売買禁止が解かれて、土地を請戻すことができなくなると思われているが、実は明治時代にも土地の売主が買主に代金を返して土地を買戻せたのであった。

明治一〇年代から三〇年前後までこの買戻しは多く存在して、土地売渡証文を作成すると同時に、買主が売主に対して買戻し年季を設定した買戻し約定を差し出している。

この慣行は民法では「買戻」と規定されていて、債権編五七九条以下に「売買」契約の付款として規定され、買戻し特約の付いた売買の形態をとっている。しかし、その実態は質入れや書入れと同様に、借入金を返して担保を取り戻すことである。同じ担保でも質入れは所持権を債務者に留め、占有のみ債権者に移転させる占有担保に対して、買戻しは所有権を買主に移しておき、債務が履行されたら売主に復帰させる所有権移転型の担保である。

特に地租改正以降の土地集積過程で地主が買戻し特約を付けて土地を買い入れたり、この特約に基づいて売戻したりすることが多く行われていた。多くは明治一〇年代後半以降、売主の懇請を受け、永代売渡証文に内約の返り証文を付けたものであった。この「内約年季の返り証文」が土地買戻し慣行にあ

〔コラム〕戦後のいつの間にか戻ってきた
土地

戦後になっても売渡した土地がいつのまにか売渡した人になぜか戻ってきた——そんな話が本当にあるのであろうか。

そもそも前のコラムで述べた「明治の買戻し慣行」はいつまで続くのであろうか。この慣行は明治十年代から三〇年前後まで、土地売渡証文を作成すると同時に、買主が売主に対して買戻し年季を設定した買戻し約定を差し出して、土地の売主が買主に代金を返して土地を買戻す慣行を文書で取り交わしたものである。

一例として栃木県芳賀郡生田目村なほため（現栃木県益子町）加藤家の事例をみてみたい。当家では明治時代買戻し慣行を行っていたが、買戻し約定自体の作成は明治一七年（一八八四）一月から明治三一年（一八九八）一二月までとそれほど長い期間実施していな

かった。ただ、加藤家が明治二五年（一八九二）五月一二日買上げた益子村（現栃木県益子町）六反六畝一歩の田宅に関して、明治三一年一二月二九日地代金五五〇円で買戻す約定を売主に差し出した。その買戻し年季は明治三四年（一九〇一）一二月二〇日までのおよそ三年季であるが、実際に売主が買戻したのは大正二年（一九一三）五月であった¹。つまり明治の買戻し慣行は大正までは少なくとも実質的には続いていたみたいである。

しかも、このような慣行は形態を変えて戦後にも残っていた。守田志郎は著書『小さい部落』（朝日新聞社、一九七三年）の中で、すべて仮名にして戦後ある時期のある村の一枚の田のやりとりから部落の思想を検討している。その中で松田源治さんが農協に八〇万円の返済を迫られて困っている事例をみてこのように論じている。

もし親戚でこの田を引きうけるものがあつたとしても、義理半分の消極的なものであり、「源さ

〔コラム〕世界の借金事情

―イタリア都市国家とイスラーム銀行―

これまで本書に収録したコラムでは日本の古代から戦後にかけての借金にまつわる話をしてきたが、ここでは視野を世界に広げてみていきたい。世界の借金の歴史をみると、現在日本の借金に関する常識のいくつかは当たり前ではないことに気付く。

私達は、家督相続をすると資産だけでなく借金までも相続することになる。しかし、世界の歴史を遡ると、意外な事実が浮かび上がる。ヨーロッパではもともと、国家の借金はその君主一代限りで帳消しとなっていたのである。現在日本は国債だけで二〇二三年三月見込みで一〇二九兆円を超える借金をしており（財務省ホームページ）、その他の借金を加えると一二〇兆円に達する。利息の支払いだけでも年間八兆円を超える莫大な金額となる。なお赤ん坊が一人生まれると約一〇〇〇万円を負担する計算と

なる。当たり前であるが、天皇が代替わりしようが、総理大臣が替わろうが、国の借金はなくならない。

長い世界の歴史の中で、軍人・政治家などの歴代の権力者（多くは国王）は、戦いにおいて敵地での戦利品を収奪できなかった場合や、民衆に年貢や税を賦課できない、また賦課したくない際には権力者個人が「主権者」として借入を行っていた。この場合には、主権者が個人であったため、借金（債務）は権力者個人の死とともに未返済（不履行）になってしまった。主権者がその借金を戦利品や税金などによって返済するのは、自らが生きているうちに同一の貸し手から新しい借入を実施したい時だけである。いわば再度借入をしたい時だけ、貸し手（債権者）と良好な貸借関係（前の借金返済）を継続するのである。

しかしその後、「主権者」は、個人を超えて継続的（半永続的）な存在となっていく。そのため、歴代の権力者は、共同体・王朝・国家などにおいて、後継者に自らの権力を委任するとともに資産・債

索引

【あ】

- 愛知県北設楽郡旧名倉村 193
- アーカイブズ学 32, 317
- 商返し 26
- 新たな資金 147, 158, 187-189, 203, 231, 233, 236, 253, 254, 278, 293, 294, 296, 315
- 有合
- 売渡慣行 322, 323, 332
 - 売渡契約 173, 175, 176, 185, 197, 198, 203, 216, 228, 229, 247, 250, 252, 276, 293-295, 297, 304, 315, 316
 - 売渡契約の継続（維持） 297
 - 文言 315
- 以前の契約代金 134, 137-139, 142
- 一枚の証文 31, 32, 89, 133
- 一反換算高額年季明けの質流証文 147, 148, 151, 152, 154, 159, 160, 162, 203, 237
- 一筆 41, 53, 58, 67, 90, 297, 325
- 「祝金」慣行 236, 315
- 請戻し
- の可能性 91, 101, 104
 - 不可契約 212, 213, 216, 217, 252, 254, 266, 278, 279, 295, 298, 299, 316
 - 不可契約後 254, 266, 279, 299
 - 不可契約後の融通の関係継続 279, 299, 316
 - 不可契約の可能性 295
 - 不可契約の記載 217
 - 不可契約の実施 213
 - 不可前提 23, 216, 242, 251, 253, 254, 266, 269, 276, 278, 296, 297
- 不可の一札 213, 216, 224, 252, 253, 295
- 不可文言 34, 148, 149, 151, 153, 156, 159, 160, 198, 199, 203, 207, 209, 212, 213, 216, 222, 224, 231, 239, 240, 242, 247, 251, 277, 279, 294, 295, 299, 300, 313, 315, 316, 322
- 請戻し権（本主権）
- 完全否定の年季明け質流証文 159, 294
 - 貸借契約 276, 278, 297, 298, 315, 325
 - と土地所持権の分離 277, 278, 314, 316, 321, 322
 - の永代売 325
 - の内包 120, 131, 159, 197, 198, 217, 278, 298, 314, 321, 322
 - の売買 278, 279, 298, 299, 313, 314
 - の明言 159, 294
 - 売買慣行 236, 237, 246, 254, 257, 263, 272, 274-277, 279, 284, 297, 298, 300, 313, 315, 316, 318, 321, 322
 - 放棄の方向性（土地売買の安定性） 293, 321
 - 放棄の明言 203
- 内約年季の返り証文 163, 323
- 売り手 30, 90, 101, 155, 236, 253, 279, 293, 295, 300, 313, 316
- の生活状況 236, 253, 277, 278, 298
- 永小作慣行（権） 164

永代売
—— 地 23, 119
—— 地の請戻し 33, 103, 104, 106,
109, 110, 112, 117, 119, 235, 293
—— 観念の未定着 26
—— 契約 31, 228, 239, 247, 304, 314
—— 主 84, 109, 110, 115, 117
—— 買金 74, 84, 86
—— 買地の請戻し 112, 197, 198, 302,
320
小百姓同士の —— 87
永領地 319, 320
「 —— は改動あるべからず」 319
大高持 28-30, 37, 87, 113, 147, 308
小田原城下
—— 台宿町 78
—— 筋違橋町 74, 117, 118
—— 宮前町 84
御礼添書 260, 261

【か行】

買戻し 19, 26, 163, 165, 329
—— 慣行 163-167, 192, 193
—— 契約付きの書入れ（担保貸付け）
193
—— 特約 163, 164
—— 年季 163, 164, 192
—— 約定 163, 165, 192, 324
—— 約定付売渡証書 164
返り（帰り）
—— 一札証 164, 323
—— 永代 91, 103, 105, 111, 113, 119,
293
—— 永代慣行 113, 115, 117-120, 323,
324
—— 証文 112, 163, 313, 323, 324
—— 手形 23, 102-106, 110-113, 115,

117-120, 123, 131, 197, 235, 293, 313,
320, 323-325
返戻証書 164, 323
書入 24, 27, 163, 193, 205, 210, 282, 325
格別
—— 之以思召ヲ 230, 247, 299
—— 之恩愛 230, 247
—— 之訳 247
貸付取引 64, 90, 91, 120, 179, 189, 318
—— の性格 25, 27, 32
上総国夷隅郡
—— 浜勝浦村 264
—— 部原村 254, 257-260, 264, 276,
278, 297
門屋 43, 60-62, 68
神奈川県足柄上郡山北町 56, 165
—— 谷ヶ村 165, 166
借り手
—— からの分析（視点） 30, 125
—— の生活状況 198
—— の立場 33, 67, 90, 101, 170, 291,
293
—— 保護の原則 66
—— 保護の政策 66
借り直し 49, 50, 52, 58, 60, 78, 247
元金の二・三倍支払条件での無年季請戻し
可能な土地売買 268, 269, 271, 272,
276, 297
感情的・宗教的レベル 319, 322
飢饉 91, 132, 193, 198, 265
天明の —— 127, 151, 187, 220
天保 —— 220, 264
儀金 260, 262, 264, 266
寄進（状） 99, 321
寄生地主制 27
近世
—— 債務史 32, 325, 326

——村落史科学 33, 38, 317
 悔返し 25
 口約束(口頭)(の貸借・借用) 33, 34,
 41, 42, 46, 55-58, 60, 67, 90, 94, 131,
 158, 197, 216, 252, 292, 294, 295, 297,
 311, 316, 317, 325
 熊本県阿蘇郡 164
 下人 43, 60-62, 102, 112, 292
 ——帳 59, 61
 ——の金子借用 55, 61, 62
 ——の担保(下人の売買) 89, 92
 検地 70, 89, 292
 ——帳 15, 18, 21, 171
 ——の名請 29, 103
 万治期の——帳 92, 171, 190
 高額年季明け流地の質地証文 147, 151,
 159, 160, 203, 220, 237, 240, 247
 個々の証文——の歴史的意義(独自の性
 格) 28, 32, 34, 67, 311
 小作
 ——慣行 59, 164
 ——契約 41, 42, 59, 330
 ——権 313, 330
 ——証文 313, 330
 ——手形 115, 117
 ——人 117, 193-195, 231, 236, 266,
 295, 313, 330
 ——米 54, 56, 118, 194
 ——米借用 56, 62
 ——料 61, 62, 68
 ——料未進 49, 50, 54-58, 62, 292
 懇意(の仲) 236, 247, 253, 279, 295,
 299, 313

【さ行】

債権 25, 48, 50, 54, 128, 183, 286
 ——債務関係 293, 294, 311

——債務関係の処理 26, 32, 291
 ——債務問題 326
 ——者 66, 99, 163, 180, 285, 286, 294
 ——者保護 31, 33
 ——処理 294
 ——超過 48
 ——論 26

債務

——関係 31-33, 311
 ——危機 326
 ——契約 25, 26, 31, 315
 ——契約文書 25
 ——史 26, 32, 291, 326
 →近世債務史・中世債務史
 ——者 66, 163, 286, 294, 311, 312,
 320, 324
 ——者の権利 26, 66
 ——者の主体性 312
 ——者保護 31, 33
 ——凍結 312, 325
 ——の消滅 32
 ——の証文化 292
 ——の帳消し 26, 96
 ——廃棄 96
 ——廃棄の触れ 98
 ——不履行 66
 ——返済 246, 293, 311, 313, 314
 ——返済完了 32
 債務処理 34, 291-293, 300, 310-314,
 316-318, 322, 323, 326, 330
 最終的な—— 295, 301-303, 310, 313
 ——契約 294-296
 ——体系 316, 324
 ——の過程 1, 34, 291, 293, 295, 297,
 300-302, 316, 317, 324, 325
 ——の定形化 318
 ——の段階的特質 315-317

—— の特質 318, 324
—— への関与 301, 302, 305, 310-314
—— 方法 42
—— 方法の画一化 325, 330
複合的な —— 316
相模国足柄上郡
—— 飯田岡村 117, 241
—— 池上村 116, 117, 209, 241,
249-251, 283
—— 岡野村 19, 105, 106, 108, 109,
115, 121, 122, 169
—— 鬼柳村 125, 126
—— 小船村 76, 80, 82, 93, 94, 104,
117, 121, 242-244, 247, 282, 302, 309,
327
—— 栢山村 156, 200, 202, 242, 280
—— 金子村 125-127, 303, 327
—— 岸村 56
—— 小市村 308, 309
—— 怒田村 49, 50
—— 沼田村 307
—— 延沢村 3-5, 45, 74-76
—— 堀之内村 112, 122, 149-151, 161,
203, 241, 247, 282, 303, 327
—— 谷ヶ村 165, 166
—— 矢倉沢村 86, 94, 125
—— 吉田嶋村 79, 80
相模国足柄下郡
—— 荻窪村 247, 249-251
—— 府川村 52, 94, 237-239, 252, 303,
305-308, 327, 332
—— 蓮正寺村 307, 328
相模国大住郡
—— 石田村 230, 247, 282
—— 土屋村 226, 227, 229, 231, 281,
295, 296
相模国高座郡

—— 国分村 299
相模国三浦郡
—— 赤羽根村 222-225, 281, 295
誘取売券 320, 322, 324
地発し 26, 194
直小作 115, 118, 119, 194, 293
静岡県駿東郡
—— 一色村 166
—— 大胡田村 165
示談 207, 213, 230, 236, 274, 275, 295
質入れ 15, 24, 27, 96, 97, 99, 163, 244,
246, 259, 261, 321, 325
質契約 319, 320
—— 完了 320, 324
—— ・債務関係の処理 31, 33, 42,
101, 311
質流
—— 観念の未成熟 26
—— 前提の質地証文 169, 170, 188,
189
質地
—— 請戻し騒動 29, 222
—— 契約 153, 157, 188, 198, 203, 213,
216, 294, 295, 314, 325
—— 地主化 28, 68, 131
—— 年季契約 207
地主
—— 経営 29, 30, 117-119
—— 小作関係 28, 169, 330
—— 制 28
—— 制形成 28
—— 制研究 27, 30, 31
信用 304
借入金返済
—— 過程の一齣 131, 197, 317
—— の過程 1, 26, 33, 34, 67, 76, 82,
89-91, 131, 132, 142, 143, 159, 169, 170,

189, 197, 216, 226, 228, 229, 234, 236,
242, 253, 278-280, 291
— の最終的手段 91, 141, 159, 172,
180, 183, 187-189
借入金 の累積 33, 89, 90, 131, 197, 239,
246, 292, 311-313, 325
借入証 53, 58, 67, 90, 159, 170, 188, 297,
298
宗教的・呪術的土地所有権 319, 322
小額 52, 157-159, 162, 187, 198, 252,
278, 292, 294, 296, 298, 310
— の金子借用 52, 55, 58, 60, 74, 75,
89, 131, 179, 197, 302, 303, 305
— の増金 279, 299
常根（を絶つ） 318, 319
常地 319
常土 319
証書類
— の一般化 69, 70, 113
— の作成主体 89, 292
砂埋 127, 150, 151, 155, 158
生産力 30, 64, 155, 203, 219, 220
— の上昇 276
— の低下（土地） 152, 155, 158,
217, 219, 220, 231, 236, 296
— のない土地 151, 162, 203, 217,
219, 220, 231, 279, 299
銭主返状 319, 320, 323-325
占有担保 163
贈与 99, 321
村落共同体 29, 180, 265, 302, 310, 313,
314
— による土地への間接的共同所持論
29, 180, 300, 312, 326
— の合意 247, 302, 309, 310
— の債務処理への関与 34, 291,
300-303, 305, 308-314

【た行】

大飢饉
天明3年から同6年の—— 127, 151,
187
大地震
元禄16年関東の—— 178-180, 188,
294
天明2年7月小田原地方の—— 151,
187
多額
— の「祝金」 253, 277
— の金銭 23, 159, 236, 253, 254,
265, 266, 269, 274, 276-278, 296-298,
304, 315, 317
— の地代金 153, 155, 203, 207, 251
— の増金 212, 216, 295
担保
— なし 82
— の有無 75, 131, 197
— のない金子借用証文 74, 75
— を入れる 76, 82, 163
地所
— 返り証券 323, 324
— 年期買附返戻シ証券 164, 323
— 不相当之高金 256, 257, 259
中間層 37, 133, 155, 158, 160, 253, 294,
302-305, 307-311
— と懇意な特定の人々の行為 279,
299
中世債務史 31, 90, 318, 332
追加金 208, 236, 296
土一揆 320
手当 299, 313
てがた有 46, 51, 54, 60
てがた無 46, 53, 55, 57, 61, 62
田畑永代

— 売地の請戻し 91, 101, 104, 109,
 110, 112, 117, 119, 236, 302
 — 売買禁止令（禁令） 27, 28, 67,
 89, 91, 101, 113, 120, 163, 224
 徳政 3, 96, 98-100, 194, 320, 321
 — 一揆 98, 99
 — 観念 98
 — 忌避 99, 320, 321
 — 指置状 320-322
 — 衆 320
 — 対策 320, 324
 — 担保文言 3, 99, 161, 320
 — による所領取り戻し 22, 320
 — 逃れ 320, 324
 — 令 26, 96-99, 194, 195, 319, 320
 特約条項 159, 297
 土地
 — 買戻慣行 323
 — 返戻契約書 164, 323
 — の占有 27, 28
 栃木県芳賀郡
 — 生田目村 192
 — 益子村 192
 土地集積 29, 30, 111
 — の過程 163, 323
 — の手段 28, 31, 67, 325
 土地所持権
 — の移動 12, 301, 302
 — のみの売買 277, 278, 313, 315,
 325
 土地所有論 24-26, 28, 29, 31, 32, 325
 — の移転 24, 25, 28
 取り戻し 22, 25, 26, 96, 97, 101, 268,
 319, 320, 324
 — 否定の永代売買 319
 取戻特約付き売買 164

【な行】

名倉談義 193, 195
 年季明け
 — 請戻し文言 24
 — 流地文言 24, 148, 149
 — 流地文言の質 24
 年季売 22, 24, 26, 31, 161, 207, 212, 317,
 319
 — 証文 2, 19, 72, 238, 240, 311, 312
 年季文言 148, 149
 年貢の累積 56, 89, 90, 131, 197, 239,
 311, 312, 325

【は行】

売買地の請戻し 15, 101, 112, 113,
 118-120, 197, 198, 202, 236, 293, 302,
 320
 売買と質の分化 27, 32, 101, 323-325
 売買と質の未分化 25, 26, 90, 91, 120,
 179, 318, 319
 売買取引 90, 91, 120, 179, 189, 318
 破格の地代金 159, 198, 213, 217, 246, 250,
 251, 259, 304
 百姓株式 29, 103
 百姓高所持意識 29
 譜代下人 43, 55, 102, 292
 — の金子借用 55
 不動産担保 277, 278, 313-316, 321
 返済期限
 — のある金子借用証文 2, 6, 70, 72
 — の有無 74, 75
 — の延長 188, 298, 303, 311
 — のない金子借用証文 2, 9, 72
 返済能力 304
 — の減退 94, 188, 189
 返済不能 78, 89, 90, 94, 125, 176, 180,

303, 307, 312
 — な高額 131, 197
 法的土地所有権 110, 319, 322, 324
 本主と土地との感情的・宗教的つながり
 319, 322
 本銭返 24, 26, 31, 113, 319
 本物
 — 売渡証券 164
 — 返し 24, 164, 193
 — 返し慣行 164, 194

【ま行】

前倒しの借用 253, 297
 増金 79, 138, 139, 146, 147, 154, 185-
 188, 198, 207, 212, 213, 216, 220, 246,
 251-253, 274, 275, 278, 279, 294-299,
 303, 304, 308, 312, 315
 大幅の — 146, 147
 未進詰帳 56-58, 292
 未進分の累積 56, 57, 89, 311
 見遣 299
 身ノ代 55, 61, 62
 名田地主 115
 — 経営 43, 102, 117-119, 292
 武蔵国荏原郡
 — 下丸子村 204, 205, 207, 209-216,
 219, 220, 236, 251, 280, 295
 武蔵国多摩郡
 — 和泉村 266, 268, 269, 271-278,
 284, 297
 — 小比企村 162, 217, 219-221, 231,
 236, 246, 281, 296
 — 鎌水村 222, 281
 — 和田村 223, 225, 231-233, 235,
 236, 253, 278, 282, 296
 無心 236, 253, 254, 277, 296, 314, 322
 無担保 37, 293, 311, 325

— 借 325
 無年季金子有合次第請戻し文言の質 24
 無年季的金子有合請戻し慣行 26
 無年季的質地請戻し慣行 26, 29, 119,
 163, 164, 166, 312, 314, 322, 323, 325,
 332
 — の許可文言 312, 315, 325
 — の発動 312, 314
 — の明確化 312

【や行】

由緒讓 224, 226
 有担保 293, 311, 325
 讓状 99

【ら行】

利子 2, 8, 9, 63-66, 72, 124, 128, 287,
 288, 311
 無 — 176, 178, 179
 — 付 176, 178, 179
 — 率 311
 — (率) の上下 293, 311
 利息 26, 60, 63, 65, 66, 285, 325
 無 — 124, 125
 — 制限法 65, 66
 — 徴収 65
 — の累積 246
 — 返済 64
 利米 11, 46-49, 53, 54
 流地以後請戻し文言 269
 札 299